

## 議第186号

淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて  
独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から淀川大堰施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

淀川大堰施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、国土交通大臣が行う毛馬水門等の利水関連操作との関連において操作を行うに当たり、特に渇水期において琵琶湖水位の低下をきたさないよう、十分配慮されたい。